



魯西亞國條約並稅則
全

洋学文庫
文庫 8
C 376



魯西亞國條約并稅則



陸奥侯氏日記

帝國大日本大君と全魯西亞國帝と懇親と厚く
 及び兩國人民貿易之規則を立て永久の基と爲し
 充分なものと爲し事を欲して條約を取結ぶ事と爲し
 日本大君と永井玄蕃頭并に信濃守堀織部正岩瀬
 肥後守津田半之助小令
 魯西亞國帝をエフミニユースプーチヤチン小令とて次の
 條くと議定せり

第一條

安政元年癸丑十二月廿一日

即ち八百六十六年
十一月廿六日
第二月廿七日

下田少輔

定めたる約書と此條約と共に存し並同附録を不

安政四年己九月七日

即ち八百六十七年
十月十二日
十月十三日

長崎にて定めしる

追加約書と廢す

第二條

向後日本政府とセントペートルブルグに在る官を政事

頭と收人と任し又魯西亞國の各港の内小在國を
法取締の收人及び貿易と要並する收人と任し
其政事不預る收人及び頭立たる取締の收人と魯
西亞小よ別悉の日より其國の初内と旅行を
魯西亞國帝と江戸小在官をチプロマチーキア
任を修し其のチプロマチーキアセント及び
其職務とし不時より日本國の初内と旅行を免

許ありし

第三條

下田長崎箱館港の外次小川小島の場所を左の期
限より開く

神奈川

千七百九十三年の後より

七月二十九日

兵庫

同凡千七百九十三年の後より

千八百六十三年
一月一日

其の外日本西海岸小島に於て凡千七百九十三年の後千八百

六十年一月一日より一港を開く

其場所は
名を開港以前より魯西亜コンシユル小達を

神奈川を開き

第四條

魯西亜政府を日本開港の場所の内小コンシユル或は

コンシユライルアゲント等と任する

日本政府を其場所と終くコンシユル或はコンシユライル

汲所附屬のもの及び小属する学校病院等取建
造する所の場所と資力を

第五條

前文の港の場取小指く魯西亜人連絡を以て一
時遼南と許す一其その等は一箇の地と價とせし
て借りと取らば建物等は是と買ひ或は賃とせし
て貸す又新小社祠堂倉庫等を建てるものも許すと

いふも是と建るに托して要害の場取と取建る
事と變じて成さざるも一以て校の爲に共建するもの
新築改造修復の節日本商人の進出を認めし
魯西亜人建物の爲借許す場取並港々の定則と各
港の取人と魯西亜コンシユルと議定す一若し議定
しざるときは其事件を日本政府と魯西亜チブロマチ
キアгент小示し交渉せしむ

第六條

魯西亞人唯商賣をなす爲にのみ江戸并大坂小湊
向ふる事と由

江戸 午七月より凡に十月の後より

子八百六十二年
一月一日

大坂 同の六十二月の後より

子八百六十三年
一月一日

此處所の町小於く魯西亞人建築を賃と以借るとき
相商なり一區の場所并散步を一切の規程と進て日本

政人と魯西亞のチプロマチキアゲントと決定をす

第七條

日本小一吋或は連線を向の魯西亞人衆眷を携ふる
事と免し且自ら其宗令と念し宗法と所ふる事を
由へ長崎より於く端繪のは来と既小廢せり

第八條

日本開港の場所小於て魯西亞人衆の規程たの

如

箱館

各方一凡十里

長崎

其町の周圍小川の所科取と限りし

津島川

江戸の方小流く六ヶ川川崎と平川の所にて
海灣小合を川より
と限りし其地を各方一凡十里

兵庫

京都と距る事十里の地と係る各方一十里兵庫小あり船の要組
人の兵庫と大坂ありて海灣小合を徳島川の川筋と城也一うらん

都々其里数と各港の事の取より陸路の程は

なりそを里と魯西亞尺後あり三フェルステン二百

三十二サツセン即ち一万に千七百七十ふフート為海岸

よ於く追て開く所を一港歩の規程を日本

役人として魯西亞千プロマチーキアゲントと議定を

魯西亞人重立たる悪事にして裁りて又と不為

持よりて再び裁許小受せしれしもの及居角の場

取より一里の外小出をゆるし其を各号日本奉り

より國地退去の事と魯西亞コンシユル小進を

其者在諸川合等コンシユル紀海の上退去の期限程縁
の後相叶一々其期限と交一々を一年と或の
層一々

寺社及い休息所と除くの外凡て城壁及取及の門
何家取一取なく一々来り傍一々

第九條

双方國人品物と賣買する事總て許さくも國の及人

是ふ立合ハモ法日本入魯西亞人より得たる品

と賣買一或と取持一用ゆ一々一々
此條を條約云のふ
時中、能取是

魯為亞人日本の賤民を雇ひ高賣向其外法用事不
充る事も免さ

此條約不添たる高法の別冊と互ふ本書同様不
を得

第十條

徳國地小輸入輸出の如く別冊の通日本没所一
運上と納む一

日本の運上取少く為る中立の價と奸商とを
る時を運上没より相違の價法は其の如く買
入る事と誤さす一為るを悉くれと吾も時を運上
没入より付けたる價小して運上と納む一水
其の時を其價を以て運上と一

輸入の荷物定例の運上納海の上は日本人より
に輸送さるるも別運上と取立る事を

高税目録小定めたる運上言日本船及他國の
船船より外國より輸入せる同く荷物の運上と減
其の時を魯西亜人も同様小定せしる

魯西亜政府海軍用意の品津急川を崎箱館の内小
陸揚一庫内小流めく魯西亜政府も人其後を物

は運上の沙汰又及を以て其品を賣拂ふ時と買受る
人より規定の運上と日本没所小納む所

第十一條

所片の輸入と嚴禁たる若魯西亞高船之片 魯西亞
量目

四ポイント三十六
ソロツツニツキ 以上を持渡す其品と料の品と日本没人

とらんと取上る

魯西亞人日本小納む所片高賣ふ付て罪状あり

時と其品取上一斤より付二十ルーブルの品料と日本

没所へ納められ本國嚴禁の控と罰金を納む

第十二條

軍用の諸物と日本没所の外へ賣渡すは在外出入

互の取引と差構わることなし

米並麦と日本運上の魯西亞人及び船中乗組する

者又と船中旅客食料の爲の用意と不足なき

与ふとも積荷として輸出せしむる事と許さるる積荷を
取の鋼日本要用の部分けしきは其時日本没取
みくまけの入札として拂ひ返す

第十三條

外國の法貨幣と日本貨幣同種類の同量と通用
を爲す
金と銀と銀と量同
とを比較するとして 双方の國人互ふ不為の代
料を拂ふ日本と外との貨幣を用ゆる事妨す

開港後凡そ年の中各港の没取より日本の貨幣
との魯西亞人額次身に對して日本法貨幣
と鋼鉄鋼鉄輸出せしむる事と得兼外國の金銀と貨幣に
對するも積りたるも輸出せしむる

第十四條

双方國人の多論ある時を兩國の没取人吟味を遂げ
日本人罷りたる時を日本没取所よりこれを對し魯西

亞人罪ある時其國のコンシユルよりこれを罰する
事如く下田條約不定めり如く

法を犯せる魯為亞人の事不付てはコンシユル願ふ依
て援助をく其雜費を事毎ふ魯為亞コンシユルより
相尚の償を出し居り

魯為亞コンシユル居合より港ありて犯法の魯西亞人を
日本役人取押(最多のコンシユル不達)これとす

並せしむ居り

此條約中の規定並別冊不記せる取の法則を犯せ
不於ては魯為亞コンシユル裁取不(達同取)少く
吟味の上取上取並過料と日本役取(差出)し

第十五條

近く日本と魯為亞との條約を改め又加入せん
とある時其國政府再檢をり事(當然)たりと

いへとも此條約調判より凡十年を過る後支國
の内より一ヶ年前小通達を之へ

第十六條

以後他國の之の小許容せる處を如縁なく魯西
亞國へも免を應へ

魯西亞國小於ての日本人も同様たるへ

第十七條

此條約の類を其未年六月二日
即ち八百六十九年七月一日より執

行ふ應へ

本條約を日本大君の御名と與平と署し老中
俱小名を記し魯西亞の方小ては國帝自ら名を
記し言友の之の俱小名を記し國平と鈴しそ
以證とを應へ

此本書を其未年六月二日

子八百六十九年七月一日

此の内或る

其以前小ても邦合次身江戸又とサントペートルビルク小
おわく取替を一一以仮條約書と日本諸魯西亞
諸と双方の全權各本國の文小調平一和英譯
文と双方通詞名を記一是と添く取替をその也

安政五年戊午七月十日

永井玄蕃頭花押

井上信濃守同

堀織部正同

岩瀬肥後守同

津田中三守同

税則

...

...

日本開きたる港へ小於て魯西亞商民貿易の

章程

第一則

日本開港の場所一魯西亞商船入津次第二十日時

中魯西亞の小船又も頭立たるものより日本没取一

魯西亞コンシールの請取の書付と差出を

以請取書ハ魯西亞國の按通り認めたる船目錄

其外の書類を魯西亞コンシユルへ預けたる法取
書なり

其上小て其その大を船のさうし書と出た

右差出書と入津の船の名其船と仕出たる

港の名噸數船司又と頭立たるその名

紐束たる旅人の名全組有く
時々他入る全組の熟人數と總

るそのみく書付の通相遠たる名と船司又と

頭立たるその奥書紋し其名前と書載たる

そのあり

同時小て船の積荷の告書と没所小頭く

右ハ其荷物の譜牒並書付入目り數とを送

状又總し通小写し其荷物と文先の人々の名

前を記したるその也

船中用意の品物の目録も告書し書加ふ

但船中用意の品も書付の通相違あり名取

又と頭立たるもの書一其名前と記す

此書書の文面相違の廉を日本の十二時魯瓦亞の
二十日時の中

小公付改る小於ては過料を出し及らんを期限

より後小書改むる又と書書名を一方遅滞

する小於ては二十ルーブルの過料を日本改所一納

む

若書中に書載する品と陸揚するに於てハ其品

二重の運上と日本改所一納むべ

船司或ハ頭立たるもの入港の事教前書の期限

より急ぐハ急る毎小八十一ルーブルの過料を日本

改所一納むべ

開たる港小魯瓦亞コンシユル居合せたり時々コンシユル

多計船の事件と魯瓦亞と和親の外圍のコンシユル

又も日本運上所にて取計ふ也

第二則

日本政府より其港内入津の船軍艦と
降く小運上り改め

の役人参入る事當然なる也

参組の者或は右役人と丁寧小取扱ひ船中より出

来以丈を相商の用役とせん也

夜中は日本役所より免なくして船卸を爲す也

荷揚船船々出入口の荷物を仕積置く戸に右にとも

夜中と日本役人役と卸し又と平封し更くの取締

を急ぎ置し一免しありてこそと聞き又と

積平封と破り品物と引出さるものには其犯たる

人毎小八十一ルーガルの過料を日本役所へ取立し

日本役所へ商控の差出と出さるしと船卸し

又と其事と違ふる所は次の條小定たる通取

押一日本没所一取上

荷物の中言價の品と積荷目録小載せし取上

至収納と減せんとは組たるものは其品を日本没所

一取上

日本の開く港にて密賣買をせしは勿論と組

りし魯西亞船と其品を日本没所一取上たると犯

せる毎小一子二百六十ルールの過料と納む

修復の爲入津の形々の積荷を運上なく陸揚

日本没所一預る船一海流変化事兼商人等の諸入

用と相商の價とせし船一若其荷物の内と賣拂ふ

時とせし船と規定の通運上と日本没所一納

む

積荷と同港内の他船一福を時と日本没入見分の

上事情明白小相分り免状と受るとは定の運上か

第三則

品物を送る為に又も引受人の者より入津の品物
と陸揚せんとする時とて積荷の差出書と日本
没所へ出さしめ

此書面と積荷又も引受人の名前積送たし
の名品物の簿簿書付其品物の斤数石等毎
品の代料と認め其趣の旨と其書付の末不認

七

都て此差出書付と積荷又も引受人認めたる積り
なり、價銭に立る書面少く日本没所の規定に觸
きしる限り品物なり、澄摺とて銘く名品と
認めし

右を通り積荷目録又差出等の書類と日本没所不
差出右書付と積荷用意品等取個海迄と品物とも

日本没所の領たる下

日本没入右の通差出たる右物の内又も其惣称と
定式を通り改む下若運上没所取寄せ改め其
事何きは輸入人の失其相を以成るべく又
品物の損せざる様よいも改海の上と素の如く
取始末を一切取調方格外時日と費さるる
若も又も輸入人銘く持交の品改海没所より改

さるる以て輸入の途中 日本没所(是か)より
以前の事とす 破壊損傷の品

公附とすは商人より其戻運上没所より其品取
扱ふ職業として廉潔ありと其商人以上出會直組
為致其右物毎小損一多紙分別し記し其簿
番数とも小記書小認込海一を日本没入立會
並組人署名を記さる

右の記札若く持束の差出書付(添越高の内と

川流を以て右條約第十條の取極の通運上没取
少く取扱ふ事左條に於て免

諸運上納海の後運上没所より陸揚げ不苦後免
許状を渡すに不物渡一方ハ運上没所不ても
船中不ても其者の頼小但も

輸出極する荷物を船に搬送する前廣小運
上没所ハ船名荷物の簿牒も付入る所数量同姓各

其代料を記せる差出書付と出書面之通脚備り
かき由と據出入等控授として之を前と認む

運上没所ハ差出以前船中積込たる荷物は運上
没所ハ差出海の上禁制の品と竊し荷積の中不
入きものは改の上日本没所取上候

船中適用の品又ハ系紐旅客の適用衣類等も運上
没所ハ差出書付と出候不及らん

第四則

出港手数と船小形は日本十二時魯西前小運上

二十時

及所へ申立し一以期限申小取手数遅くせざるは

取扱は勿論たる一取手数員止る事何は

日本取人より取月又と頭立たるもの兼取船此

取引人等一其後中後魯西要コニ元一達を

魯西要國の軍艦も入港出港運上船の手数及を

運上取人並取方取取人並捕ふ事か

魯西要國飛脚の為の蒸氣船も入港出港の手数と

一日ふいふ日本小上陸する旅客並品物の外も

取書取出一書取の手数なりといふも何れ後とも

入港の取毎も出港入港の手数なりと云ふ

薪水食料等用立の為入港の諸商船又と雜船も其

積取の取書と出取不及といふも出港入港の手

敷を為さし若し積荷を賣拂しんと雖も暗に
第一則の通定式輸入の噸数をいふ
税則英條約書中不船と唱ふるものはエキツバルク
ブリツキスクー子ルスルプ蒸氣船等と記してあり

第五則

日本運上及所の規則不違ひたる偽りの若し積荷
目録を出し證書不名前を記せる單は其記を毎ふ

百六十八ルーブルの通料と日本及所一納む

第六則

噸税と日本開港の場所おろく魯宛亞細亞取
立にといふもたの規定の通其地とれ運上
及所不納む

を船の入港手教不付二十ルーブル二十コピーキス
を船の出港手教不付十ルーブル

運上所より出る各免状并其外の各書小付ニル
ブルニコピーキス

商税目録

粵為亞人日本開港場取小持紙一陸揚より諸
品物小付日本没所一左の目録之通運上と納
む

一類

貨幣小送りたる令銀并貨幣小送りたる令
銀並用の衣服

家賤并版本

以上商賣の爲にせざる日本小工
其の魯西亞人所持の物なり

右のふくは運上あり

二類

船の造作器具修繕装置の爲に用ゆ。諸品

蘇澳道具の諸品

蒸氣機釜

石炭 トタン 鉛 錫 生絹 糸

粉 パン并パンの粉 塩漬食物の諸品

活獸の諸類

右のふくは五分の運上を納む

三類

都て蒸溜泡釀又その他法にて製しを神と

酔しむる飲もの

右の三割五分の運上を納む

四類

換て前類の内、記さる品は二割の運上
を納む――

金銀貨幣並掉網の外、好く日本産の品と積
荷として輸出する時と、自分の運上を納む――

右と神奈川、開港後五年、小島、日本政府是を
望みば商税目録を再改定――

